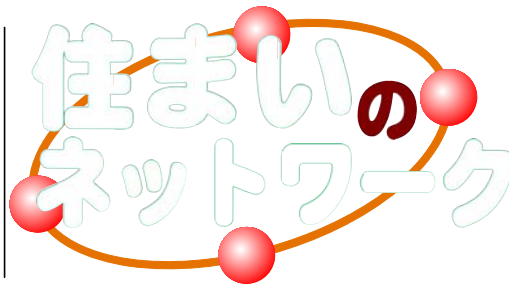


建築士試験申請が始まります。

建築士の申請受付が4月上旬～中旬で行われます。11月に建築士法が改定されるため、現在の受験資格での申請は今年が最後かもしれません。特に専門工事業者の方は注意が必要です。日程をよく確認して、受験意志のある方は必ず申請しましょう。



住まいのネットワークとは

住まいのネットワークは規約も会費もないゆるやかな組織で、この情報誌を読むことが会員の資格です。学習・交流を通じ、中小業者の協同化を目指しています。

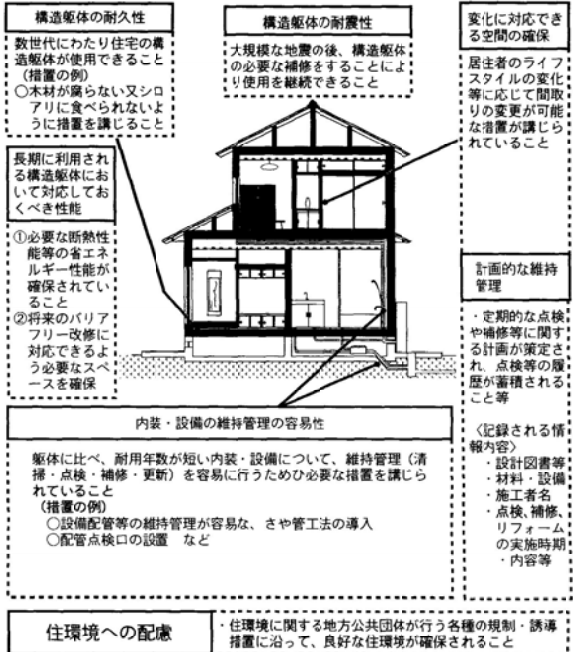
発行所：埼玉土建一般労働組合
さいたま市南区鹿手袋6-18-12
電話 048-863-6293

**2000年住宅の基準決まる
仲間の連携で認定住宅の規格づくりを**

2000年住宅の認定基準の具体案が明らかになった。認定要件は、現行の住宅性能表示制度との整合性が図られる。構造躯体の耐久性では、木造住宅の場合には柱や床、土台などにヒノキなど耐久性のある材や防腐・防蟻処理をした材を利用、床下の通気・換気を確認する。RC造では、コンクリー

基本的な考え方は、初期性能を過大に求めるのではなく、適切な維持管理で長期利用を目指すというものである。認定要件としては、構造躯体の耐久性、耐震性の内装・設備の維持管理の容易性、変化に対応できる空間の確保、長期に利用される構造躯体において対応しておくべき性能、環境への配慮

ト内の鉄筋が錆びないようにすることがあげられた。また、耐震性では、大地震後も必要な補修で使用を継続できることとし、内装設備の維持管理の容易性では、清掃・点検・補修・更新を容易に行う措置がとられていることと



2000年住宅イメージ 出典：日本住宅新聞

維持管理で長期利用を... 国交省は長期優良住宅の認定基準を満たした住宅への減税や財政措置で普及をはかる。大手住宅メーカーやパワービルダーの一部は対応する仕様を発表し始めた。町場でも認定住宅の提案が不可欠になる。2000年住宅は、町場工務店と建築士がタッグを組めば充分対応が可能はずだ。それには仲間の協力協同が要になってくる。

住まいのネットワーク 総会

「住まいのネットワーク」総会を開催する。建政研の坂庭国晴氏を講師に、地域建設業者によるNPO「住まいの改善センター」の取り組み実践について学び、今後の取り組みや運動方向について論議していく。合わせて、瑕疵担保保証義務化への対応についても学ぶ。

- 【日時】4月13日(日)午前10時～午後5時
- 【会場】埼玉土建会館
- 【講師】建政研 坂庭国晴氏
- 【参加】住まいのネットワーク会員(購読者)
- 【申し込み】支部か下記に記入してFAX

住まいのネットワーク総会参加申し込み

下記に記入して所属の支部へ申し込むか、048-863-6218までFAXしてください。私は4月13日の住まいのネットワーク総会に参加します。

氏名 _____ 所属支部 _____ 職種 _____
住所 _____ TEL _____ FAX _____

建設業倒産4000件突破

07年の建設業倒産は、よる倒産は、じわじわ増える傾向にあり、これからサブプライム問題の影響が加わって、さらに厳しい状況となる可能性が指摘されている。今後、小規模業者の倒産・廃業がおよび、ただしい数にのると予測される。

4018件(前年比で4.2%増)と3年ぶりに4000件を突破。10月建設業向けにつくられた緊急貸付・保証金融支援の利用は、12月末で2500件、貸付額142億円、保証金額431億円に達した。建築確認の遅れに

建設業を生き抜くための道しるべ シヤチヨ NAVI

独立を目指す仲間、頑張っている社長のためのセミナー「シヤチヨ NAVI」を開催する。一部は選択制、一部は現役の社長三人から貴重な経験談を語ってもらう。自ら参加するもよし、息子を参加させるもよしなのでぜひ検討を!

【第一部】 会社準備の基礎知識を学ぶ「起業塾」 現場の切り盛りが上手くなる「現場コミュニケーション向上講座」

【第二部】 「ベテラン社長のリアルなおはなし」

【日時】 3月23日10時~15時

【場所】 埼玉土建会館

【申し込み】 所属の支部へ

適正な産廃処理を学ぼう 産廃学習会

マニフェスト報告義務はじまる

本紙の13号、17号でも紹介した「産廃マニフェスト交付状況報告制度」が始まる。交付した事業者は、毎年4月1日から6月30日までに前年度分の交付状況を都道府県知事又は政令市長へ提出しなければならない。今年はその初年度にあたり、07年4月1日から08年3月31日までに発行したマニフェストについて、交付枚数や数量にかかわらず、必ず報告しなければならない(電子マニフェストを利用して入れば義務はない)。報告義務をおこたった場合は都道府県知事から必要な措置を講ずるよう勧告されることがある。少なくとも調査対象にされることは多いに考えられるため、よからぬ嫌疑をかけられぬためにも、対応すべきだ。

組合では、下記の内容で産廃学習会を開催する。産廃を出す事業者や、これから独立を考えている仲間はこれを機に適正な産廃処理を学んでおきたい。

学習会に参加できない仲間は県のHPに概要が掲載されているので確認しておこう。

県のHPには記入例も掲載している。

種類	処理方法
1. 建築廃材(コンクリート、レンガ、瓦)	砕砕後焼却
2. 建築廃材(木材)	砕砕後焼却
3. 建築廃材(石膏ボード)	砕砕後焼却
4. 建築廃材(鉄筋)	溶融炉で溶融
5. 建築廃材(断熱材)	砕砕後焼却
6. 建築廃材(塗料)	溶融炉で溶融
7. 建築廃材(接着剤)	溶融炉で溶融
8. 建築廃材(その他)	溶融炉で溶融



学習する内容

- 適正な産廃契約について
- 埼玉県石綿含有建材の処理について
- マニフェスト報告義務について

【開催日時】 4/15 (火) 19:00~21:30
【場所】 技術研修センター 【定員】 100名

産廃学習会参加申込書

下記に記入して所属の支部へ申し込んでください。

4月15日の産廃学習会に申し込みます。

氏名 _____ 所属支部 _____ 職種 _____

住所 _____ TEL _____ FAX _____